

明治29年（1896年） 現行民法（第1編～第3編）制定

約120年経過

民法制定後、**債権関係の規定**については**ほとんど改正なし**。

120年の間に社会・経済は大きく変化（取引の複雑高度化、高齢化・情報化社会の進展等）。  
これに対応する必要。

多数の判例や解釈論が実務に定着（基本的ルールが見えない状況）。  
基本的ルールの明文化が必要。

※この間の主要な改正項目

○成年後見制度（平成11年） ○担保・保証関係（平成15年・平成16年） ○平仮名・現代語化（平成16年）

平成21年10月 法制審議会への諮問（第88号）

民事基本法典である民法のうち**債権関係の規定**について、同法制定以来の**社会・経済の変化への対応**を図り、**国民一般に分かりやすいものとする**等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い**契約に関する規定を中心に**見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

「社会・経済の変化への対応」の  
観点からの改正検討項目 → 3枚目

「国民一般に分かりやすい民法」とする  
観点からの改正検討項目 → 4枚目

# 民法(債権関係)の見直し

## これまでの審議経過及び今後の予定

平成21年10月

民法(債権関係)部会の設置  
実務界の代表が議論に参画

(弁護士会、裁判所、経団連、日商、全銀協、労働団体、消費者)

※平成26年7月18日現在で、94回の部会と18回の分科会を開催

平成23年 4月

中間論点整理の決定  
(項目数 500超)

パブコメ(1回目)の実施(6月~8月)  
(意見総数 団体116通・個人253通)

平成25年 2月

中間試案の決定  
(項目数 260)

パブコメ(2回目)の実施(4月~6月)  
(意見総数 団体193通・個人469通)

平成26年 7月

要綱仮案の  
取りまとめ

改正項目のさらなる絞り込み

平成27年 2月

法制審議会の要綱決定 → 答申 (通常国会に法案提出)

# 社会・経済の変化への対応

## 消滅時効制度の見直し

### 現状

	起算点	時効期間	具体例
原則	権利を行使することができる時から	10年	個人間の貸金債権など
職業別	権利を行使することができる時から	1年	飲食料、運送賃、動産の損料
		2年	弁護士、公証人の報酬など
		3年	医師、助産師の診療報酬など

### 改正案

	起算点	時効期間	具体例
原則	知った時から	5年	シンプルに統一化
	権利を行使することができる時から	10年	

### 問題点

- ・弁護士の報酬は規定があるが(2年)、税理士や司法書士等の報酬は規定がなく(10年)、アンバランス
- ・一般人には自己の債権の時効期間が何年なのか判断が困難(適用の有無をめぐり多数の裁判例)
- ・職業別の短期消滅時効はフランス民法に由来する規定だが、フランスでは合理的でないとして2008年に削除



### 改正案

- ・職業別の短期消滅時効の規定を削除し、時効期間をシンプルに統一化
- ・「**権利を行使することができることを知った時**」から**5年**の時効期間を追加(短期消滅時効が適用されていた債権の時効期間の大幅な長期化を防止)

## その他の改正検討項目

- 法定利率の見直し(年5%の法定利率を市場金利に合わせて変動するように見直し。当初3%程度を想定)
- 保証人の保護(事業用の融資における経営者以外の保証につき、公証人の真意確認手続を経なければ無効に)
- 約款ルールの明記(契約の一方当事者が作成した「約款」に関する取引ルールを整備)
- 債権の譲渡禁止特約の効力の見直し(債権譲渡を活用した資金調達を容易にするため、特約の効力を制限)
- その他

# 国民一般に分かりやすい民法

## ①意思能力の規定を新設

意思能力のない者(重篤な認知症の高齢者など)がした契約が無効であるというルールは、近代法の大原則といわれるが、民法には規定なし。

➡ 高齢化社会を迎え、重要性が増しているルールであることから、民法に明記すべきではないか。

➡ 契約の当事者が意思能力を有しなかったときは、その契約は無効とする旨の規定を新設

## ②損害賠償の免責事由の明確化

- 債務不履行による損害賠償は、債務者に責めに帰すべき事由(帰責事由)がないときは免責される。このことは民法第415条後段(履行不能)にのみ規定されているが、同条前段(不履行一般)にも共通のルールと解されており、条文と解釈が齟齬。
- 「責めに帰すべき事由」という要件はそれのみでは無内容。この帰責事由の有無は、裁判実務において、契約や取引通念に照らして判断されているが、条文上は明らかでない。

【参照条文】第415条 (債務不履行による損害賠償)

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

➡ 債務不履行による損害賠償が免責されるかどうかは、法的紛争を解決するための最も重要なルールの一つ。紛争解決の予測可能性を高めるためにも、免責のルールを明確化すべきではないか。

➡ 債務不履行が、契約や取引通念に照らして債務者の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、債権者は損害賠償の請求をすることができない旨を条文に明記。

# 国民一般に分かりやすい民法

## ③売主の瑕疵担保責任を明確化

- 購入した商品の品質等が契約に適合していない場合に、買主が修繕等の請求をすることができるのかについて、民法に詳しい規定がない。
- 売主の瑕疵担保責任(損害賠償と解除)の規定はあるが、「瑕疵」という用語は難解である上、その解釈について判例実務は分かれ、不安定。

➡ 売買は国民が日常的に行う契約であることから、買主の救済手段は民法にわかりやすく明記すべきではないか。

➡ 売主が契約内容に適合する品質を備えた目的物を引き渡す義務を負うことを前提に、契約に適合していない場合には、買主が修補等の履行の追完・損害賠償請求・契約の解除・代金減額請求ができることを民法に明記。

## ④賃貸借終了時のルールを明確化

賃貸借の終了時における敷金の返還や賃借物の原状回復の範囲等について、民法には規定がない。しかし、この問題を巡る紛争は少なくなく、判例の積み重ねによって紛争解決。

➡ 市民生活に多くみられるトラブルの解決指針となるルールは民法に明記すべきではないか。

➡ 敷金の定義と、敷金の返還時期・返還の範囲等に関するルールを民法に明記

賃借物に損傷が生じた場合には、原則として賃借人は原状回復の義務を負うが、賃借物の経年変化についてはその義務を負わないというルールを明記

## その他の改正検討項目

- 錯誤の要件の明文化(「法律行為の要素に錯誤があったとき」という錯誤の要件を判例法理に基づき具体的に規定)
- 事情変更の法理の明文化(極めて大きな事情の変更があった場合に特別に判例上認められる解除権の明文化)
- その他